

## 小規模保育改修費支援事業費 補助金算出シート

### 久留米市小規模保育事業所改修費等支援事業補助金(仮)

対象施設名 ①	設置主体 ②	事業区分 ③	整備区分 ④	定員 ⑤	総事業費 ⑥	寄付金その他の 収入予定額 ⑦	差引額 ⑧	対象経費の 支出予定額 ⑨ (=⑦-⑧)	国庫補助基準額 ⑩	選定額 ⑪ (⑧,⑨,⑩を比較)	補助予定額 ⑫ (=⑪×3/4)
(例)くるっば保育園	社会福祉法人 〇〇福祉会	A型	新設	19人	40,000,000円	500,000円	39,500,000円	37,000,000円	35,000,000円	35,000,000円	26,250,000円
		A型		人	円	円	円	円	35,000,000円	円	円

(記載上の注意)

- ②欄は、設置主体の法人等の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- ③欄は、小規模保育事業の事業区分を記入し、「A型」とすること。
- ④欄は、整備内容に応じて、「新設」「改修」の区分から選択すること。
- ⑥欄は、改修等に要する費用の総額を記入すること。
- ⑨欄は、改修等に要する費用の総額のうち、補助事業の対象経費となる次の経費の合計額を記入すること。

【対象経費】:改修等に必要工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕量)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料<sup>※</sup>、備品購入費  
 ※賃借料は、改修等に必要経費のみに限り、礼金を含み敷金を除く。また、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発生するものに限る。

- ⑩欄は、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号)の別表の第3欄に定める基準額とし、「35,000,000(円)」とすること。
- ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑫欄は、⑪欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。(千円未満端数切捨)